

受付番号6号、8番府川輝夫。

件名、「住民監査請求棄却に関する町長コメントの検証」。

「ふるさと納税包括業務の委託契約」に係る住民監査請求に対する監査結果は、本件契約は合理的でない判断があったと言わざるを得ないが、その行為の結果に町に明らかに損害が発生していることは認められなかったとして、これを棄却するとの結論であった。

その上で、本件契約は、特定の業者のみとの交渉に基づく契約を締結しており、合理的でない判断により、競争性、公正性、透明性等を担保するための規制が遵守されていないおそれがある。

契約行為は、関連法規の趣旨、山北町随意契約ガイドラインに沿った適当な事務処理の重要性を再認識し、町長は速やかに適正な契約手続となるよう改善を求めると、大変重い意見をつけている。

本年6月の私の一般質問での町長自ら町民への説明が必要との意見に応え、6月16日に「住民監査請求棄却に関する町長コメント」が町のホームページに出された。

そこで、「本件に対する町の主張及び執行手続について、適切な判断がなされたものと理解しておりますが、本件における監査委員からの御意見については、真摯に受け止め、公平性・透明性を確保するため、5月1日付で、中間業者との契約を解除し、公募型プロポーザル方式での事業者募集を進めております」と不信感が募るものであった。

これはまさに、監査委員制度の必要性や監査委員に対する敬意・尊厳を軽視した内容であり、内部統制の重要性やコンプライアンスの遵守等に対する認識の欠如であることほかならない。

そこで、住民監査請求の監査の結果、意見を重く受け止め、リスク管理体制を整備し、正常な町政運営を進めるよう質問する。

- 1、監査制度の意義と効力は何か、また住民監査請求ができる行為は。
- 2、本件に対する町の主張及び執行手続は何が適切な判断なのか。
- 3、1社随意契約の計画段階でCFO制度を含め、議会説明がなかった理由は。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、府川輝夫議員から「住民監査請求棄却に関する町長コメントの検証について」の御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「監査制度の意義と効力は何か。また、住民監査請求ができる行為は」についてであります。監査委員制度とは、町の行財政事務が適法に合理的かつ効率的に執行されているかどうかを監査・審査、あるいは検査するための機関として設けられており、監査委員の権限行為については、町長からは独立した立場で職務権限を行使することができます。

また、監査委員は町の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理、行政事務の執行等が法令等に適合し、正確で効率的・効果的に行われているかどうかといった観点から地方自治法等に基づき、例月出納検査、財務監査、決算審査等を実施しております。

次に、住民監査請求ができる行為についてでございますが、この制度は、町民が町長や町の職員等の違法または不当な財務会計上の行為、または、怠る事実について、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求できる制度となっており、対象となる財務会計上の行為等は、公金の支出、財産の取得・管理または処分契約の締結、または履行、債務その他の義務の負担となっており、怠る事実とは交付金の賦課または徴収に関わる事実、財産の管理を怠る事実となっております。

次に、2点目の御質問の「本件に対する町の主張及び執行手続は、何が適切な判断なのか」についてであります。本件については住民監査請求の制度に基づき、監査委員により適切な判断がされたものと理解しており、監査委員からの御意見について真摯に受け止め、公平性・透明性を確保するため、山北町ふるさと納税包括業務を委託していた事業者との契約を解除し、新たな事業者選定のために公募型プロポーザルを実施し、選定された事業者に委託を行っているところであります。

次に、3点目に御質問の「1社随意契約の計画段階でCFO制度を含め、議会説明がなかった理由は」についてであります。町における様々な契約において、1社随意契約という理由で、議会への説明を行うことは、これま

で行っておりません。

また、町が行う契約については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づいて、議会への説明をさせていただいており、御質問のふるさと納税包括業務については、委託契約であり、かつ委託料率による単価契約でありますので、業務委託想定額は同条例と照らしても規定の金額に満たず、本契約についての説明は不要と認識しておりました。

CFO制度は「チルドレン フォレスト オフィサー」、「子どもの森林最高責任者」を意味する、私が令和4年2月に商標登録した政治家としての理念を示した名称でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今、回答内容でそれぞれ三つの項目を回答いただきました。改めて、確認を含めて、質問いたします。

まず、「監査制度の意義と効力とは何か、住民監査請求ができる行為は」のこの項目につきましてですけれども、まず、監査制度の意義と効力を端的に事務方のほうから説明をいただければと思います。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 監査委員を置く意義なんですけど、まず、山北町でいえば、町が正確にその財務管理をしているかということで監査事務を行っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 その効力についても説明していただけますでしょうか。

議長、じゃあ次の質問に移ります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これと関係してなのですけども、監査委員というのは、監査委員会じゃなくて監査委員なんです。ほかの形態と違って。それで、委員会としての効力とか権限というのは、ちょっと違う。

そうした中で、監査委員がこの結果の報告を公表しました。そのとき、報告と合わせて意見がついているんです。この報告なり意見の法的な効果は、効力はあるんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 必ずそれに従わなければいけないという効力はありません。

- 議 長 府川輝夫議員。
- 8 番 府 川 そうなんです。完全にそれに従わなくちゃいけないということがないんです。まず、皆さんにそこは承知をしておいていただきたい。
- そして、ここにも示されていますけれども、監査と住民監査請求とは異なるものです。住民監査請求ができる行為を、もう一度、答弁書にも出ていますけれども、確認の意味でお答え願いたいと思います。
- 議 長 企画総務課長。
- 企 画 総 務 課 長 答弁でも、答えさせていただいたように、町民が町長や町の職員等の違法または不当の財務会計の行為、または怠る事実について監査委員に監査を求められるということになっています。
- 議 長 府川輝夫議員。
- 8 番 府 川 ちょっとあまりにも簡単な説明で、今それだったらとは大変失礼な言い方ですが、最初の回答書をもう一度読ませていただきますと、監査委員は、町の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理、これが一つですよね。町の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理、そして、もう一つが、行政事務の執行、この二つなんです。言ってみれば、財務のことも含めて全体のことを監査するのが監査委員の役割です。
- 一方で、住民監査があって住民監査請求ができる範囲というのは、もっとすごく小さな範囲なんです。
- 財務会計上の行為というのは何かというと、平たく言うと、このことをしたから、例えば何万円、何十万円、明らかにそこに金額的な損が認められたとか、そういったことに限定をされているということだと思えるんですけども、それに間違いないでしょうか。
- 議 長 企画総務課長。
- 企 画 総 務 課 長 すみません、もう一度お願いできますでしょうか。
- 議 長 府川輝夫議員。
- 8 番 府 川 これは、そちらに書いてある文章なんですけども、監査委員は、町の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理、そして、行政事務の執行等が法令等に適合し正確で云々ということを監査の観点からできる対象だと。

一方、住民監査請求ができる行為については、町民が町長や町の職員等の違法、または不当な、次が肝腎で、財務会計上の行為または怠る事業について、監査委員に監査を求める。その対象となる財務会計上の行為とは、公金の支出、財産の取得・管理または処分、契約の締結、または履行、債務その他の義務の負担となっており、怠る事業とは公金の賦課及び徴収を怠る事務、財産の管理を怠る事実となっております。

これを平たく言うと、財務上、会計上、損金という言い方はよくないですね。明確に金額が示されて、これだけのお金を町に損をさせたよということが、住民監査請求ができる範囲じゃないかというふうに感じるのですけれども、それはいかがでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 住民監査請求、地方自治法の242条の第1項で規定されておまして、まさに今、府川議員が言うように、住民監査請求の対象となる事項は、違法もしくは不当の財務会計上の行為、または怠る事実に限られるというふうになっております。

この怠る事実というのが、今言われるとおり、公金の賦課、徴収を怠る事業、大きく分けて2つ目で、財産の管理を怠る事業というふうになっております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 何を質問したいかという、いわゆる監査という広い範囲の対象事務と違って、住民監査請求はそういった限定された請求しかできないということを改めて皆さんに確認をしていただきたかった。

今、担当課長がそのとおりだと優しく言っていただきましたので、私の解釈は間違っなかったのかなとほっとしております。

今のは基礎中の基礎なんです。続けて本件に対する町の主張及び執行手続は、何が適正な判断なのかということについて答弁をいただいています。

ただ、このコメントでの本件とは何を指しているのか、それを確認させてください。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 この本件というのは、まさに、このふるさと納税に係る業者との契約の関

係です。こういうものが本件ということで指しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 要するに、1社随意契約に係るこの一連の事案、これを本件というふう
理解してよろしいわけですね。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 一連のもの全てではなくて、この契約に係るものについて審査をさせて
いただいたということです。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 契約に係るものについて審査をした。監査請求の請求自体、二つ大きな視
点があったと思うんです。

一つは、契約はちゃんと法令に従って履行されたのか、もう一つが、先ほ
ども言いましたけども、財務的な損、金額的な損を出さなかったのか、この
金額的な損を出さなかったのかということについては、これは明確にはつき
り金額として出ないから、これは却下しますよと。

もう一方の話は、1社随意契約は、誰もが認める合理的なやり方ではなか
った。しかしながら、これは住民監査請求の金額の損に値することとは直接
的に関係がないから、だから棄却した。監査委員は棄却をするという結論だ
った。

でも、ここではっきり分かっているのは、監査委員は1社随意契約は、こ
れは合理的な理由がありませんよと言ったという解釈で、町長、よろしいで
しょうか。

議 長 町長。

町 長 私のほうとしては、若干、別に1社随契にしろとか、そういうことを私が
言ったわけではないのですけれど、ポータルサイトを増やしたいというよう
なアドバイスをいただいた中で、こういった部分を進めてほしいというふう
にありましたので、それは配慮が足らなかつたらろうというふうに思ってお
ります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 じゃあ、そうすると、このコメントの中に適切な判断がなされたというふう
にコメントされています。これ、もう皆さんも結構承知されていると思う

んですけども、もう一回、念のために、「住民監査請求棄却に関する町長コメント」6月16日のものを読ませていただきます。

令和5年1月24日付で請求のあった山北町ふるさと納税包括業務の委託契約に係る住民監査請求について、3月22日、当該請求を棄却する監査結果とともに意見が示された。これはこのとおりですね、先ほど私が言ったのと同じ、そのように書かれている状況だとは思いますが。

しかしながら、次の文章は、町といたしましては、本件に対する町の主張及び執行手続について、適切な判断が出されたものと理解しておりますが、本件における監査委員からの御意見については真摯に受け止め、公平性、透明性を確保するため、5月1日付で中間業者との契約を解除し、公募型プロポーザル方式での事業者募集を進めております。

今回、町事業について、住民監査請求があったことにつきましては、重く受け止めるとともに、今後もよりよいまちづくりに努力してまいります。

問題なのは、さっき言った2段目です。「町としましては、本件に対する町の主張及び執行手続について、適切な判断がなされたと理解しております」、これをもう少し分かりやすく言うと、町としては、本件、包括契約に係ることで町民監査請求があったけども、その請求の内容ではなくて、町が言っていること、そして町がやった手続については、これは適正だったんだよということをここで言われたと思うのですが、何が主張で何が適正だったのか、ちょっと説明をいただければと思います。

議 長 町長。

町 長 基本的には、町の中で合理的な契約が行われたというふうに思っておりますけど、私の配慮が足らなかったために、1社随意契約というようなことになったというふうに理解しております。

そういう中で、いろいろこういったことがあったので、私も記憶をずっとたどって見たんですけど、私が接触したのは、担当課長にポータルサイトを増やしてほしいと、そのためにこういう話があるという話を二度か三度しました。そして、その後は12月過ぎて、どのくらい集まったというふうに聞いたのが2回か3回あったかと思えます。その中で、どのような、つまり町側としては、担当課長のほうで、それなりの先方と契約を交わすため

に様々なことを行ったと思うんですけど、そういった中は私は間違いないことをやったというふうに思っていますので。また、町に不利益を与えたということは全くないというふうに考えておりますので、そういった意味では、私は適正な契約だったというふうに考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ところが一番の疑問なんです。でしたら、契約解除する必要はないんじゃないかなと。今、町長が、配慮が足らなかったみたいなことも多少言われましたけれども、基本的にやってきたことは正しいやり方ですよと、今も多分そう思われて、そして、そういう裏づけの中でやってきたのであれば、契約解除をする必要がどこにあったのかというのは、非常に疑問に感じるんですけども。

議 長 町長。

町 長 それは、監査委員からも意見を聞いて、意見に従わなくてもいいんですけども、やはり私としては、こういった配慮が足らなかった、皆さんに不信感を与えるようなことは避けたいということで、契約解除を申し込みました。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 町側の町長の立場で契約を解除したというのが、納得はできませんけど、今の説明だと思います。

一方で、相手側があるわけですよ。契約ですから甲乙があって、甲が山北町になるのかな、乙が中間業者になるのかな。その多分一般的な契約ですよ、私はサラリーマン時代、いろんな契約を交わして、大体1年の契約だけど、6か月前なり3か月前になると、一方が、何か正当な理由を言うことによって、継続がつかないよというような条項が必ず契約にはつくかと思うんですけども、この契約にはそういった条項はついてたんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 この山北町のふるさと納税包括業務に係る業務期間の関係だと思います。業務期間については、一応今年度、契約の締結日から本契約締結年度末日までとすると。

ただし、期間満了3か月前まで、甲乙からの書面による契約解除の申出がない限りは、同一条件でさらに1年継続、以降も同様とするという旨の規定

になっております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 3か月前までということになると、5月1日に解除したから、4月の1日、3月の1日、2月の1日。通常だと2月の1日より以前じゃないと、解約はできないというルールでしょうけども、結果的に解約した。相手は不備がないのに、不備があったのかな、なぜその解約に同意したのか、それが非常に疑問なんですけれども。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらのつきましては、住民監査請求などの結果がございましたので、それにつきましても、内容、また、その後に行われた3月の定例会ですか、こちらの中でも御意見などございまして、誤解を持たれるような形になったという形から、意見交換という形ではないですが、解除に向けた協議をしたいという形をお話しさせてもらっています。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 そうすると、その協議ですんなりかどうかは別として、相手が納得して解除に至ったという理解でしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 そのとおりでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 次に、3つ目の1社随意契約の計画段階でCFO制度を含め、議会説明がなかった理由は何ですかということで、先ほどいくつかお答えをいただきました。法的にはそうなのかもしれませんけれども、いくつかちょっと疑問があります。

その前に、この事業者は監査の調査の中で、監査結果の監査委員の判断の中で、1社随意契約にした理由を、森林の利活用、遊休施設の利活用、事業実施を推進するための財源となるふるさと応援基金の寄附増額を図りたいとした上で、この事業提案について詳細な内容の資料提示等はなく、全然説明がなかったということなのか、資料の提示がなかったというのか、ちょっと分かりませんが、要するに何をするのか分からない中で、そして現状というのは多分、この調査をされたときだと思えるんですけども、そのときに

は、提案されている事業は進んでいないと町のほうではお答えされていると。

そして、価格の優位性よりも優先させる事業と認められるかという具体的な説明はなく、事業者として実績もないことから、この業者を選定した理由について、誰が見てもそうせざるを得なかったと説明できるとは言えないとの監査判断がされています。

要するに、契約したけども、先ほど言ったように、森林の利活用、あるいは遊休施設の利活用云々の事業はした形跡がない。これは相手側が山北町に対して契約不履行というふうには考えられないのかなというところがちょっといろいろ疑問が詰まってしまうんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらについては、住民監査請求があった際にもお答えさせてもらっておりますが、我々のほうで、ふるさと納税の包括業務に関する契約書の文言の中で、我々のほうとしては、ふるさと納税の関係については契約内容になっておりましたので、それらについては全て審査、チェック等をさせていただいておりました。

ですので、一応そこについてはお答えできるんですが、それ以外のところは検査項目等にもなかった所以对象外となっております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 本題に戻りますけども、先ほど事業内容等、新規の事業なんですけども、説明するような案件ではないというふうに答えられたんですけども、ふるさと納税という業務は新規ではありません。ふるさと納税を中心とした包括的な契約をして、今私が言ったような森林だとか公共施設を使っていないところをどうにかしようというような、そういったほかの要素を取り入れた包括業務の契約事業というのは、多分これが初めてなんだろうと。

初めての事業を、今まで議会に対して、私の知っている範囲ですと、12年程度しか知りませんが、それ以前のことは知りませんが、町のほうは、今まで新しい事業は基本的に全員協議会等で、年度のその前に町民に説明をする、その町民の代表者である議会に説明をしようという姿勢でやられてきたのではないかと思うんですけども、私、あるいは周りの今の議員の方は、皆さん温厚なものであまり言わないのじゃないでしょうか、当時よく議

会軽視ではないかというような言われ方をされておった方たちが大勢います。

なぜ説明がなくというのは、この答弁の内容で分かりますけども、新たな、しかも森林をどうしていこうとか、遊休施設をどうしていこうかという、そんな大きな問題を含めた包括契約、全くの新規の契約、新規の事業なのに、CFOを合わせて、なぜ説明がなかったのか、もう一度町長にお尋ねしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

先ほどから、本当に申し上げているとおり、私のほうは当初そのところに、何ていうのですか、説明が足らなかった、あるいはまた私の判断が不明確であったというようなことで、そういうふうなことになったというふう理解しておりますけれども、基本的には、私はとにかくプラットフォームを、今まで2社だったものをほかを増やしたほうが、ふるさと納税が減っちゃうよというようなアドバイスを受けて、たまたまそれに、チョイスとあれをやるということで、私はそれはいいんじゃないかということをお願いしたわけです。

それ以外のことについては、私は事後に決済を見たというだけのことから、全く関与していないわけで、全くそのことについて私のほうとしては、その辺の誤解を受けたということは、私の反省点として、やはりプロポーザルをしたほうがいいだろうということで、解約というようなことをしたわけです。

議 長
8 番 府 川

府川輝夫議員。

前から町長はよく言われているポータルサイトを増やしたい。そして少しでもふるさと納税を獲得して、町の事業につなげたい。あるいは森林の利活用につなげたい。遊休施設の利活用につなげたい。そこは全く分からないわけじゃないんです。

ポータルサイトを広げたい。だから先ほど言われたように、新たに公募型プロポーザル方式で事業者の募集を5月1日以降になるんですか。オープンに皆さんから募るよということで進められていると思うんですけども、それ以降、議会にそれがどうなったよというお話もないのですけれども、その後、この公募型プロポーザル方式での事業者募集の状況はどういうふうになって

いるのか説明願いたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらのつきましては、実際に町のホームページを介して、全て情報のほうを伝達という形をさせていただいておりました。

実際に募集、意見、審査結果、そして最終的な事業者名、そこも全て公表済みですので、そういった形で公表をさせていただいていると御理解いただきたいと思います。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ホームページで公表というか、募集時点からやられていると。せっかく本会議ですので、今の状況をお答え願えれば、非常にありがたいんですけども。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 今回の状況とは、どのようなことをお伝えすればよろしいでしょうか。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 結論的には、募集が成立したのかどうかと、あるいは、まだ成立してないんであれば、今こういう状況であると。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 審査委員会のほうを経て、第1次選考、さらにその後、第2次選考という形を実施しました。その後、事業者の候補者の方とやり取りをさせてもらって、正式な形でもう契約のほうは済んでおります。

なお、ポータルのほうは、今回11月14日付に開設をさせていただいています。こちらが遅くなった理由なんです、こちらは10月に国のほうのふるさと納税に関する制度が大幅に変わって、金額を全て入替えが必要になりました。それらの関係があって、ちょっと後ろ倒しになってしまったという背景がございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 現状、今の説明で、やっぱり10月の法令改正等というような状況も分からないわけじゃないんですけども、今までとない住民監査請求なり、町長もおっしゃられている配慮が足らなかったということも、要するに、議員も町民の方も非常に注視しているものでありますので、そういったことはなる

べく丁寧に説明をしていただければ、議会のほうに説明していただければ、大変スムーズなお互いの意見交換により、まちづくりができるのではないかなど、少し大げさでしょうけれども、そんなふうに思っております。

そうした中で、私の一般質問の項目出しの前に、要するに住民監査請求の監査の結果意見を重く受け止めて、リスク管理体制を整備して、正常な町政運営を進めるよう質問すると。

正常な町政運営、あなたに言われるまでもやっていますよということであるんでしょうけれども、ここでやっぱりどうしても言わなくてはいけないのは、もう一度戻りますけども、監査制度について改めて質問させてください。

山北町監査基準の第9条、これ第9条って何を言っているかというのと、内部統制に依拠した、依拠って、あまりふだん使わないんですけれども、皆さん分かりますと思います。内部統制に依拠した監査という、その第9条があります。ここでは前条のリスクというのは、リスクとは組織目的の達成を阻害する要因、今さら私が説明することはないと思います。

要するに、内部統制に依拠した監査では、リスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとし、その第2項では、監査委員は監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものと定めている。

また第2条では、監査等の範囲及び目的として、先ほども答弁書にありましたけども、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を上げるようにその組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。

そして、監査のもう一つの事務の執行、これが法令に適合し、適格で最小の経費で最大の効果を上げるように、その組織及び運営の合理化に努めているか監査をすると定めています。

山北町監査基準、監査をするときにはこういうことを考えながら、要するに、内部統制に依拠した、そして、組織目的の達成を阻害する要因であるリスク、これらを前提として考えながら監査をなさいよ。裏を返せば、監査される町の事務なり財務の運営に当たっては、内部統制、リスク管理、そういったものをしっかり意識しながら、事業・業務を進めていかなくちやいけ

ないよということなのかと思いますけども、これについては、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 今回の住民監査請求の視点として、いくつか項目を出して監査のほうをいたしました。

まず1つ目が、山北町ふるさと納税包括業務委託契約に係るものとして、まず、適切な手続を経て契約を行っているか、1社随意契約とした理由とその根拠は適切か、契約金額は適正か、本件契約に定める業務は適正に履行されているか、こういう視点で監査のほうをさせていただきました。

府川議員、すみません。先ほど冒頭に、監査の効力の関係で私は答えられなかったんですが、今答えてよろしいですか。

議長、よろしいですか。

議 長 はい。

企画総務課長 監査の効力として、監査委員は監査の結果に関する報告のうち、町長、議会・町長等において、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して必要な措置を講ずることを、勧告することができる。監査委員から勧告を受けた議会・町長等は当該勧告に基づき、必要な措置を講ずるとともに、当該勧告に基づき必要な措置を講ずる必要があるということです。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 改めて、監査基準、これは非常に重い基準だと思うんです。

副町長、町の事務方の責任者として、繰り返しになるかもしれませんが、副町長の事務を統括する立場での御意見を少しお伺いしたいと思えます。今言った監査基準は、内部統制だとか、リスク管理を意識して、そしてリスクの阻害など受けないで、正常に業務事務を執行しなさいということで、これが正常にできることが町政の運営に非常に大きく関わっていると思えます。この監査基準に示された法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保して、住民の福祉の増進に資することを目的に、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理及び事務の執行を実施すべきと考えておりますけれども、改めて、事務方の副町長としての御意見を伺わせ

てください。

議 長 副町長。

副 町 長 今、府川議員が申し上げたとおりでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ほかに付け加えることはございませんか。

議 長 副町長。

副 町 長 特にございません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 私たちもそうですし、町長をトップとした皆さんも、職員の方も、1年目の方もそうです。内部統制、リスク管理、これらはもう当然コンプライアンス遵守も入ってきます。検査・監査があるからという以前に、そういった姿勢で、事業に取り組むことが非常に肝要かなと思い、監査基準を例に少し説明をさせていただきました。

そして、我々は議会を構成しています。一般質問は一議員、あるいは、ふだんは一議員での活動・発言、しかしながら、一議員の活動・発言というのは非常に限られているんです。

そうした中で、議会の使命は、町の具体的政策を最終的に決定する意思決定機関である。このことはもう皆さん御存じのことです。そして議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理と事業の実施が全て適法適正にしかも公平、効率的に、そして民主的なされているといるのかどうかを批判し、監視することがこの議会の役割であります。

この批判と監視は、住民全体の立場に立ってなされるものであります。住民全体の立場に立って行う民主的になされているかどうかを批判、監視する使命を持つのが、もう一度言いますけども、この議会です。

議会を尊重して、事務を執行されるように強く望みますけれども、町長、これに対しては、どういうふうにお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当然、そういったような監査とか、そういったようなことは非常に大事なことだというふうに考えておりますので、常に監査委員のほうは、議会からお一人出ていただいて、その真摯な意見を私は聞いております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これは質問ではなく、最後に私の考え方を、一般質問にはふさわしくないかもしれませんが、少しだけ時間をいただきたいと思います。

今言ったような状況を含めて、議会の権限は個々の議員に与えられた権限とは別に、議会で調査を行う。これは議会で意思決定がされれば、調査を行うということが出来る、そういった機関です。

また、検査権は議会が住民代表の機関としての立場にあることから与えられたもので、町の事務に関する書類及び計算書を閲覧することにより、あるいは町長等の執行機関からの報告を請求して、町の事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限であります。

また、監査の請求権は議会が監査委員に対して、町の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求する権利でもあります。検査権が書面を通じての検査に限定されることから、実質検査を必要とする場合においては、監査院の監査結果を議会の監視活動に生かすために与えた権限です。

また、検査権も監査請求権も対象となる事務は町が処理する事務であり、住民監査請求できる範囲にはとどまりません。

さらに、100条調査権についても議会で認められた調査権であります。私たち議員で構成される山北町議会は、住民全体の立場に立って、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事業の実施が全て適法適正に、しかも公平、効率的にそして民主的になされているかどうかを批判し監視することこそ、町民に選ばれ、町民を代表する議会の在り方や役割であると考えています。

最後に私の思いを伝えさせていただきました。これで質問を終わりにします。